

私の回顧録 第1回

ひょうご消費者ネット 副理事長 大石 貢二

私は、裁判官生活 43 年の行動を中心に、回想録の作成を始めております。このことが朝日新聞に載ってしまってから、もう7年を超えましたが、まだ、未完です。この度、理事の方々から言われ、完成部分の一部を掲載させていただきます。

今回は、この回想録の題名を『鉄管の中の蛇』としておりますので、そのいわれを書いている部分を取り上げます。



第一話 『鉄管の中の蛇』について

まず、この表題を付けたのは、以下のような忘れられない出来事があったからです。

平成元(1989)年、大阪高裁から奈良地裁に転勤となりましたが、同高裁、大阪地裁、家裁、簡裁から他の裁判所に転勤する予定の多数の裁判官の中で、私が最も旧かったので、代表して転勤の挨拶をすることになり、送別のため集まって下さった多数の管内の裁判官を前にして挨拶をすることになりました。

そこで、ふと思いついたことですが、裁判官を鉄管の中のヘビに例えて、あるべき姿と考えていた思いを話してしまいました。ヘビは本来とぐろを巻いたり、いろんな格好をして動き回っているのですが、たまに転がっていた鉄製の真っ直ぐな管に入りこみました。初めは身体を真っ直ぐにしている状態が窮屈に感じられましたが、次第に慣れてくると、自分が真っ直ぐであるかのように思うようになります。そして、管の中になると、外が見えず、外で出ている音が聞こえないので、この状態に慣れて何だか落ち着いた気持ちになって行きます。その姿勢から、上、すなわち光の差してくる方ばかりしか見えず、そちらの方ばかりを見るようになります。しかし、裁判官がこんな状態にずっとドップリ浸かっていては、駄目になります。進んで鉄管から外に出ることが必要です。大阪の裁判所は、このような状態のヘビが鉄管から外に出ようとするのをモグラ叩きのように妨害したりはしない伝統がある。気持ち良く勤務をさせて戴いたことに感謝しています。これからもこういう伝統を守って欲しい、というような趣旨の挨拶をしました。

こんな内容には反発もあったようですが、私は、その時では約 30 年間の裁判官生活を経験しており、その間にいろいろな場面に出会い、そこで考え、行動して思ったことを、自戒を込めて、ふと思いつき、このような例えを使って話をした訳です。

ここで、裁判官の三つの姿勢を取り上げています。その一は、「真っ直ぐであるかのように思う」という点です。私は 26 歳から裁判官としてスタートしました。社会人としての経験は全くありません。法廷に入る時には、扉が開いて中に入ると、法廷に居る人々が一斉に起立して礼をして迎えて貰う慣例になっています。そして、裁判官席は一段と高い席になっています。そして、一般の人から直接批判を受ける機会はありません。こうした生活を長く続けると、知らず知らずの間に自分が特別な人と思うようになっていないか、という心配です。「真っ直ぐ」と言っていますが、「正しい」という面でも、間違ったことはしないという思いこみも危険と考えています。今まででも、信じられないことをしてしまった裁判官の例を幾つか見てきました。自分も、状況によっては間違ったことをしてしまう弱さのあることは忘れてはならないと考えています。これは裁判をする場合にも、自分が特別な人間ではない、間違ったことをしてしまうことがあり得る、という自戒を常に忘れないことが必要と思います。

その二の「外と遮断される」という面です。私が広島高裁にいた時は、住んでいた官舎が、勤務する庁舎と接続した土地にあり、通勤には歩いて3分位しか掛かりませんでした。こういう環境にいと便利ではありますが、平日には、毎日庁舎に行き、法廷に入って審理したり、裁判官室で記録などを読む生活をし、夜も土日も記録や必要な法律図書を読み、判決を書くという生活をして、「生涯受験生」のような生活を続けると、全く「外」すなわち社会と隔絶した生活になってしまいます。さらに、裁判所の庁舎の中でも、裁判官は部単位、すなわち通常3人の裁判官で合議体を構成しているので、この3名が一つの部屋にいて仕事をするようになっていて、他の部屋にいる裁判官との交流も、特に意識していないと無くなってしまいます。裁判官は審理や記録を読む中で社会の中で起きていることはいろいろ知ります。しかし、これらの知識は、人から聞いたり、書類で読んだり、という間接的で、限られたものです。生の社会を知ることはできません。また、社会と遮断され、一般の人の思い、特に批判的な意見を知ることも、誤った判断を避けるために必要です。努めて外の人と交流して意見交換する機会を持つことが必要と考えています。そういう点でも、後に触れるように裁判官が社会にある団体に加入することの重要性を知って頂きたいと思います。裁判をする場合に必要な「法律の解釈」や「事実認定」の際にも、人と世をどこまで知っているかが大きな影響を持っています。また、裁判所の外に出て世を知る以外にも、裁判官を長くしていると自分の殻が出来ているのに気付かず、その殻の中で考え、行動してしまう弊害もあるので、外と遮断され、さらに裁判官独特の殻に閉じこもった状態を気にしない姿勢に警笛を鳴らそうとしたのです。

その三の「光の来る上ばかり見る」という面です。これは、裁判官も人間として、「良く思われたい」と思うのは自然であり、特に自分の処遇を決める立場の人から良く思われ、良い処遇を受けたいと思うのは社会人として避けられないかも知れません。しかし、裁判官は、人に対して、刑事裁判で刑罰を科し、民事裁判で紛争解決の結論を出し、場合によっては人々の将来を決めてしまうという大変な重責を担っています。もし、自分個人の利益を考え、上ばかり見て、その評価を強く気に掛けることによって、これが審理、判断に影響し、もしも裁判を受ける人に悪い影響が出てはなりません。目と心は裁判を受ける人だけに向けなければならないのです。上ばかりを見るというのは結局自分のことを大切にする事です。自分個人の成績を上げることを意識して、例えば、民事裁判をしている時に、速く事件を終わらせて、沢山の手持ち事件を処理して、自分の評価を上げようという気持ちを持ったために、適正な結論を得るために必要な証人を調べないで、速く審理を終えてしまうとか、手間の掛かる面倒な事件を先送りして、簡単に済ませる事件を優先的に扱うとか、当事者が納得しないのに速く事件を終わらせるために和解を強引に勧めるようなことが起ってはなりません。

私がこのような話をしたのは、それまでの裁判官生活で考え、経験したことを基に、自戒を込めて、裁判官は自らの弱点をよく知り、周囲からの批判を謙虚に受け入れて向上を心掛け、また、上層部のことは余りにしない強さが必要だし、裁判所も個々の裁判官が外に出るのを妨害せず、寛容な態度を持つべきだと思ってこんな挨拶をしたのでした。

この挨拶後、これを聞いた裁判官の反応はいろいろありました。ある親しい高裁裁判長は「普段こんなところで挨拶をするときは、考えて来たことの 70% 言えれば上等なのに、貴方は 120% しゃべりましたね」と言われました。この時、私は確か 200 人を超える多くの裁判官の前で、しかも、机の真向かい側に長官、所長らが居られる、目立つ席で話したので、こう言われたのかな、と思いました。また、ある同僚裁判官は「こんなこと言ったら、これからみんな貴方に近寄らなくなるよ」と言っていました。裁判官を「蛇」に例えたのが気に入られなかったのかな、と思いました。また、ある若い裁判官は「この話、グッと来ましたので、また何処かで使わせて貰っていいですか」と言われたので、「もちろん、どうぞ」と言ったのを覚えています。

「身につけたい! 広告を見るチカラ」を受講して

ひょうご消費者ネット 会員 山崎 由紀

私は、所属している C・キッズ・ネットワークで消費者教育の出前講座プログラムの作成にかかわっています。「広告を見るチカラ」は消費者トラブルを防ぐためにとても大切なチカラだと思いますが、インターネット利用が増えるにしたがって、得られる情報量もどんどん増え、真偽を見抜くのはなかなか難しいと思います。自分自身の「広告を見るチカラ」をアップさせ、同時に講座プログラムに活用できたらよいなと思い、受講させていただきました。

今回のセミナーでは、特にインターネット上の広告について、詳しく解説があったので、とても参考になりました。定型化された問題広告のスクロール画面表示、インフィード広告からアフィリエイトサイトに誘導されそこから通販サイトに跳ぶ「三段跳び遷移構造」、SNS 投稿を利用したステマについて、その仕組みや法律上のルールについてなど、整理して理解することができました。後半の事例説明も注意点を細かく具体的に知ることができました。ケース1の強調表示に「※」がついているのに同じ画面のなかに注釈の説明がない場合があることや、月々定額払いが割賦契約になっている場合があること、ケース3の「No.1」表示するための手法などが特に印象に残っています。

オンラインセミナーは気軽に受講できるので、今後もできるだけ参加させていただきたいと思います。よい企画をありがとうございました。



講師 武田 典子氏



セミナー会場風景

■2022 年度ひょうご消費者セミナー 『身につけたい! 広告を見るチカラ』

日 時:3 月 9 日(木)14:00~15:30(オンライン開催)

講 師:武田 典子氏(JARO 関西事務所)

主 催:ひょうご消費者ネット/コープこうべ/消費者支援機構関西/兵庫県生活協同組合連合会

ミニシンポジウム

『6月に施行される特定商取引法の政省令 ― 交付書面の電子化など』

ひょうご消費者ネット 理事 金山 順子

通常総会に引き続いて、最新のテーマを取り上げたシンポジウムが行われました。講師はひょうご消費者ネット検討委員であり、元明治学院大学法学部教授の圓山茂夫さんです。消費者問題としても関心の高いテーマだったため、会場参加 20 名、オンライン参加 23 名となりました。

当日はボリュームのあるレジュメと資料を基にお話しいただきましたが、その中で強く印象に残ったものをご紹介します。

1. 交付書面の電子化許容に至る経緯

もともとは、2020 年秋の時点でオンライン英会話サービス業界から交付書面の電子化の要望の声が上がったことに端を発します。当時の菅内閣によるデジタル推進の政策が後押しとなり、その年末に消費者庁は特定商取引法の類型すべてでの交付書面の電子化を発表しました。反対意見が多数出たにもかかわらず、政府は押し切る形でこれを含めた特商法の改正法案を国会に提出し、2021 年 5 月に、交付書面の電子化のみ施行を公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内に施行等の修正を加えて法案が成立しました。

2. 実は難しい交付書面の電磁的方法による提供

法案は成立しましたが、その書面提供手続に関しては消費者庁、消費者委員会、消費者団体等の間で相当な議論があったようです。それをうかがわせるのが、以下の 11 の手順を踏むことによって初めて電子書面の交付が完結するというものです。（訪問販売の例）

- ①消費者が、書面記載事項の電磁的方法による提供を希望する。
- ②事業者が、電磁的方法の種類及び内容を提示する。
- ③事業者が、消費者の承諾を取得する前に重要事項を説明する。
- ④事業者が、消費者のデジタル適合性を確認する。
- ⑤事業者が、消費者が書面記載事項を、指定した第三者に提供する意思の有無を確認する。
- ⑥消費者が、電磁的方法による提供を承諾する意思を、具体的な記入によって示す。
- ⑦事業者が、消費者の承諾を得たことを証する、紙の書面を交付する。
- ⑧事業者が、書面記載事項の電磁的方法による提供を実施する。
- ⑨事業者が、⑤で第三者にも電子メールにより提供することを求められた場合は、消費者に対する提供と同時に第三者にも送信する。
- ⑩消費者に、電磁的方法による提供が到達する。
- ⑪事業者が、電磁的方法により提供した書面記載事項が、消費者のパソコン等に記録され、閲覧することができることを確認する。

特に⑦はオンライン完結型の特定継続的役務提供以外は対応しなければならず、「結局、紙の書面交付が必要なんかい！」とツツコミを入れたくなる手続きが存在するのです。これは事実上、電子書面の交付は事務的に非常に煩雑な作業を強いることになり、なかなか使いづらい内容に消費者庁が仕立てたともいえると思います。今回のシンポジウムで圓山先生は上記の 11 の手順の仕組みと問題点をていねいに解説してくださいました。

3. わかりにくい条文

交付書面の電子化に関して新設された政令・省令の条文は難解な表現が多く、これは法律に明るい人に読み解いてもらわないと消費者には理解しづらいです。

例えば、施行規則 10 条 1 項 4 号には電子書面を閲覧するために必要な機器（具体的にはスマホ）のサイズが「その映像面の最大径をセンチメートル単位で表した数値を 2.54 で除して小数点以下を四捨五入した数値が 5 以上であるものに限る。」とあります。一読して何のことかわかりますか。

つまりは「画面の対角線が 4.5 インチ（11.43cm）以上のものに限る」という条文的表現なのです。スマホ画面はインチ表記が一般的ですが、自身が持つスマホのサイズを把握している消費者はそう多くないと思います。なお、事業者がこういった重要事項を説明するときは、申込者が理解できるよう平易な表現を用いなければならないとされており、条文を読み上げるやり方ではダメだということです。

電子書面の交付は始まったばかりですが、スマホが普及した現代においては今後この制度を利用した際のほころびが多数出てくることが予想されます。紙の契約書であっても書面不備などが問題になる中で、更なるトラブルに遭遇する機会をいかに減らしていくか、私たち適格消費者団体もこれを監視していく必要があるのではと感じました。



講師 圓山茂夫氏



シンポジウム風景

新任検討委員ご挨拶

消費生活相談員 光宗 幸代

この度、ひょうご消費者ネットに検討委員として参加させていただくことになりました消費生活相談員の光宗幸代と申します。

東京都内で10年間、相談員として修行を積んだ後、現在は兵庫県の消費生活総合センターに勤務させていただいております。

東京在住時は、国民生活センター広報交流部に非常勤として一年半潜伏しました。並行して内閣府企画課に部外協力者として忍び入り、2009年以降は消費者庁制度課に“出入業者”として在籍し、消費生活センターと兼務しておりました。

“門前の小僧”として、消費者行政の中枢機関の雰囲気を感じてきたおかげで、希望や期待を抱かない、かなり現実主義な相談員になっていると思います。

そんな中、私自身も相談を受けたことがある「自動車教習所の教習料金不返還条項」が、ひょうご消費者ネットの申入れにより、改善されたことを知り、正直びっくりし、感動しました。

得意なことは何もありませんが、私に出来ることがあるのであれば、微力ながら頑張りたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。



新任検討委員ご挨拶

消費生活相談員 犬伏 光代

初めまして。新検討委員としてお手伝いさせていただくことになりました犬伏と申します。

私は、消費生活センターに相談員として勤務して12年目になります。仕事に慣れ、次々と入る相談に淡々と対応する日々、いつの間にか目の前の業務をこなしているだけだと感じるがありました。どんどん変化するネット環境や決済方法、改正される法律などについていくことに精一杯で、実際の相談対応に活かしているのか、単に被害の救済だけでなく、これからの消費者被害をなくすような動きができているのかを自問自答しつつも、あっという間に1週間、1か月が過ぎていくのが現状です。今まではひょうご消費者ネットの賛助会員でしかなかったのですが、この度お声掛けいただいたこと、もっと丁寧に法律を考えるチャンスだと思っております。検討委員として、果たして私がお役に立てるのかわかりませんが、広い兵庫県の中の播磨地域の現場の声が届けられればとも思っております。

これまでに2回検討委員会に参加させていただきましたが、先生方のお話を聞くばかりのお客様状態です。実際の差止請求や申入れについて、丁寧に検討していく過程を知ることができたのは、本当に貴重な経験でしたし、日頃入力しているPIO-NET情報が活用されるのを違った立場で知ることができたことも、改めてその重要性を感じる機会となりました。

年齢的に体の衰えを感じるこの頃ですが、頑張っ勉強していきたいと思っております。先生方、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。



新任検討委員ご挨拶

司法書士 茂木 昌子

今期から再び検討委員に就任することになりました
茂木（もてぎ）昌子です。

検討委員としては、2020 年 5 月まで活動していましたが、当時他の会務が重なってしまったため、一度退任をさせていただきました。現在は、会務も一段落しましたので、検討グループの末席にでもまた参加させていただけないかと北村先生にお願いしたところ、思いがけず検討委員にとお誘いいただきました。

私が法律や消費者問題に関心を持つようになったのは、20 代の頃に消費生活アドバイザーの試験を受験したことがきっかけでした。適格消費者団体の活動は、細く長く続けていきたいことのひとつです。

しばらくブランクがありますので、勉強させていただきながら、身の回りの不当な契約条項や勧誘行為にアンテナを張り、消費者被害の未然防止のためにできることを探していきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。



2023 年度（第 17 回）ひょうご消費者ネット通常総会報告

令和 5 年 6 月 17 日（土）、神戸市教育会館において、
2023 年度通常総会が開催されました。

鈴木尉久理事長の開会挨拶の後、兵庫県県民生活部県民躍動課 消費政策官 戸敷幸様よりご挨拶を賜り、審議事項については、正会員総数 116 人のうち、出席正会員 81 人（委任状出席 34 人、表決権行使 27 人含む）、全ての議案に対し賛成、異議無く承認可決されました。

第 1 号議案：令和 4 年度事業報告承認の件

賛成多数で承認可決

第 2 号議案：令和 4 年度決算報告承認の件

賛成多数で承認可決

第 3 号議案：役員選任の件 賛成多数で承認可決

報告事項として、令和 5 年度の事業計画及び活動予算についての説明がされました。通常総会終了後は、ミニシンポジウムを開催し、当団体検討委員の圓山茂夫氏を講師に迎え、「6 月に施行される特定商取引法の政省令—交付書面の電子化など」をテーマにご講義いただきました。

事務局 大森 ゆかり



鈴木 尉久 理事長 開会挨拶



来賓挨拶 戸敷 幸 様